

ワタシがAさんを救う! 作ってみよう「労働者を守るルール」

ねらい： 法律的なルールを作ってみる事によって今ある労働のルールを理解させ、またそれを生かせるように理解を深めさせる

授業スタイル	グループでの話し合いを含む学習+ケーススタディ
扱うことが適切な教科等	・公民科[労働問題、労働者の権利、等] ・総合的な学習の時間
どのタイミングで扱うか	・教科での場合、適切な時期に ・それ以外、随時
配当時間数	1時限(50分を想定)
この授業で身に付けて欲しい力	・根拠を持って主張し他者を説得する力 ・ルール(法律等)を受動的でなく能動的に考え、法律を用いて主体的に問題を解決しようとする力 ・傾聴する力 ・グループで話し合い、考えを一つにまとめる力 ・簡潔に他人に説明する力
この授業で理解させたいこと、気づかせたいこと、身に付けて欲しい知識等	・働く上でよくあるトラブルと、それを回避したり、解決したりするために必要なこと ・労働契約と権利義務 ・労働法や制度の意義
授業概要	①導入 ②テーマの提示とケース読み込み ③検討：働く上での問題(①～④)ポイントのグループでの検討 ④作成：元の班に戻って法律(ルール)案を作成 ⑤発表：各班から案を発表 ⑥確認：実際の法律の条文などを参照し確認 ⑦振り返り
使用する教材等(読み物、ワークシート、動画、ウェブサイト等)	・添付のワークシート ・別添の「学習の参考になる労働基準法等の関係条文一覧」 ・教科書や資料集 ・労働の問題に関する新聞記事等 ・厚生労働省「知って役立つ労働法」、「まんが知って役立つ労働法Q&A」
協働する外部人材等	労働法に詳しい者(必須ではないが協力を求めた方がよいと思われる)
協働の際のこの授業案に特徴的な留意点等	・実施がやや難しいので、教員とのチーム・ティーチングが望ましい ・外部人材に、生徒に指導しすぎないでもらうこと
学習の評価の方法の例	・発表での理解による ・ワークシートによる
この授業案からの発展的な学習の可能性について	・実際の事例(監督指導を受けた事例や裁判例等)について、法律がどのように適用されたのかを調べる学習 ・労働基準監督官や労働基準監督署の機能や権限に関する学習 ・厚生労働省作成の冊子やそのウェブサイト上で学べる教材オンライン学習ツールによる個別学習又は集団学習

授業の流れ

※時間はあくまで目安です

時間(所要)	進行	内容	留意点・備考
0:00 (5分)	導入	○「アルバイトで起こりうるトラブル」について事例を挙げさせる ※アルバイトをしている生徒が少ないクラスの場合は、学校等での集団のルールに関するトラブルなどを考えさせてもよい	・生徒をグループに分けておく ・可能であれば新聞記事等も用いより実感をわかせる
0:05 (10分)	テーマの提示とケースの読み込み	○テーマとケースの提示 ○最初のグループでケースを読む ・働く上で問題があるケースを読む(ケース中に問題がありそうなポイントは①～④として示されている) ・各班内でどの問題ポイントを誰が担当するのか決め、各「問題がありそうなポイント」のテーブルに派遣する	・ワークシートの配布 ・生徒は4人グループになっておく ※4人グループになれない場合は、5人のグループを作るなどする(その場合は、グループの中で複数の生徒が一つの問題ポイントを担当することになる) ・一人一人の役割(司会、書記、発表など)を明確にするとスムーズに話し合いが出来る
0:10 (8分)	検討(問題の検討と話し合い)	○問題ポイントの検討(各問題ポイントのテーブルで) ・生徒は①から④の各問題ポイントのテーブルに移動 ・各テーブルでそれぞれの問題ポイントについて検討する 1) 何がいけないのか 2) 誰を守るのか、その人の何を守るのか 3) それぞれの守るべき点に対応して、どのようなルールが必要か 4) ルールが守られるためには、ルール以外に何かが必要か(※労働基準監督署や労働基準監督官を想定。でない場合は交通ルール違反の例を出したりしてもよい)	※生徒の人数が多いクラスでは、①から④のそれぞれのポイントごとに2テーブル設け、1テーブルの生徒数が多くなりすぎないように配慮する ※4)について ・授業で取り扱われないような、国や機関が必要ということに気付く生徒がいてよい
0:18 (12分)	作成(グループでのまとめのための話し合いと作業)	○元の班に戻って法律(ルール)案作成 ※授業者は以下のことを生徒に説明する ・実際の法令の条文のようなものではなく、平易な言葉で書かれたルールのようなものでよい (例)会社は日曜日には労働者を何があっても絶対に休ませなくてはならない(※これは架空のものである) ・社内や店内のルールではなく、法律のように国全体で通用するルールとすること ※授業者は、法律が通常規定していることの主な類型を生徒に示す (例えば主な類型としては以下のようなものがある) ・○○してはならない ・××しなければならない ・□□することができる ・△△の場合は▲▲とする	各グループで模造紙やA3程度の紙に書く
0:30 (10分)	発表	○各班で案を発表 ※時間が十分にとれない場合は、各グループが作成したものを黒板等に貼り、授業者がクラス全体に紹介する	
0:40 (7分)	確認	○生徒が(個々に又は各グループで)誤解していた点を確認する ・生徒の状況に併せ、実際の条文、『知って役立つ労働法』『まんが知って役立つ労働法Q&A』などを参照させる ・外部人材を招いた場合は、その人に解説してもらう	必要に応じ参照資料を用意 ※時間があれば、労働基準監督官等に関する動画(P18参照)を見せてもよい
0:47 (3分)	振り返り	○ワークシート等を用いて生徒に行わせる ・今日の授業で気づいたことや感想	・各自記述して提出

(ワークシートについての説明等)

◆①～④のおかしいところ

- ①週に1回の日曜日の休みが取れないこと(そのため、働き過ぎで体調不良になってきたこと)
- ②昼休みも「忙しくてみんなも取っていない」との理由で取れていないこと
- ③上司の指示で残業した分の給料が支払われないこと
- ④上司の勝手な考えで解雇されたこと

◆①～④に関する法律の規定

①休日労働

⇒ 労働基準法第35条(休日の回数の規定※) = 原則として、会社は1週間に1日の休日を与えなければならない

②休憩時間

⇒ 労働基準法第34条(労働時間に応じた休憩時間※の規定) = 会社は、労働時間が6時間を超える場合45分以上、8時間を超える場合1時間以上の休憩時間与えなければならない

③残業代が支払われないこと

⇒ 労働基準法第37条(残業代(時間外労働手当に係る割増賃金)の規定) = 会社は、1日8時間を超える時間外労働に対しては、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない

④解雇されたこと

⇒ 労働契約法第16条(解雇を行うにあたっての理由※を規定) = 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とされる。

※別添の「学習の参考になる労働基準法等の条文一覧」もご参照ください。

ワークシート 「労働者を守る法律(ルール)を作ろう」

おすすめ方：このシートの順に、先生の指示に従って進めましょう。

1) 各班で次の文を読んで下線部①～④の中で問題はあるか考えてみよう!

Aさんは社会人1年生。地元を離れ、よその土地で1人暮らしを始めました。

最初に会社から示された条件は以下の通りでした。

- ・ 正社員
- ・ 初任給は月給で18万円
- ・ 毎週日曜日休み
- ・ 勤務時間は9時～17時(13時～14時昼休み)
- ・ 仕事は経理
- ・ 勤務地は〇〇市△△にある本社内

1年ほど一生懸命働いていましたが、そのうち変だなと思うことが出てきました。

会社が忙しいので、①元々週に1日、日曜日と会社の規則で決まっているお休みの日すら休めないこともあります。とても疲れ、だんだん体調も悪くなってきました。

②お昼休みについても、「忙しくてみんなとってないんだからしょうがないよね」と上司に言われて取れないこともあります。

17時までの勤務時間でしたが、③「君の仕事が遅くて仕事が終わらないんだから、当然残業だ。」と言われて19時や20時頃まで働かされ、しかも残業代がもらえません。

さすがにこのまま働き続ける訳にはいかないと思い、上司に「いろいろおかしいと思います。改めてください」と言ったところ、④「生意気だな、それなら辞めてよ。」と言われ、クビになってしまいました。

※これは学習用の架空の例です

①～④の中で問題がある場合は、何がどう問題なのか考えよう!

⇒各班内でどの「問題がありそうなポイント(①～④)」を誰が担当するのか決め、各問題ポイントのテーブルに派遣する。

2) 「Aさんを助けるため『働く事に関する決まり』を作ろう」

① 各「問題がありそうなポイント」毎に、別々のテーブルで考えて話し合ってみよう!

※「問題がありそうなポイント」について考える視点

- 1) 何がいけないのか
- 2) 誰を守るのか、その人の何を守るのか
- 3) それぞれの守るべき点に対応して、どのようなルールが必要か
- 4) ルールが守られるためには、ルール以外に何かが必要か

(メモ)

② 元の班に戻って上で挙げた「問題」を防ぐための法律(ルール)案を作成してみよう!

3) 班ごとに案を発表しよう!

(準備のためのメモ)

4) 実際の法律はどうなっているか、資料で確認しよう。特に誤解していた部分について理解しよう。

(気づいたこと)

5) 振り返り

・今日学んで印象に残ったことや、気づいたこと、もっと学びたい!と思ったことは何ですか?

・質問、意見、感想、その他何でも書いてください。

年 月 日 年 組 名前：

確かめよう!
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
キャラクター「たしかめたん」